# 建設リサイクルガイドライン

平成30年2月15日改正

# Ⅰ.目 的

このガイドラインは、建設副産物対策の3つの柱である「発生の抑制」「再利用の促進」「再資源化」を一層推進し、別表に定める目標値を達成するために策定されたもので、リサイクル計画書の作成など、建設事業の計画から設計、積算、完了の各段階における実施状況を把握し、工事に関係する各人がチェックを行い認識を深めることによって、リサイクルの尚一層の徹底に向けた検討や調整を行うための具体的な実施事項を定めたものです。

## Ⅱ.対象事業

福島県土木部が発注する全ての事業(受託事業を含む)を対象とする。

# Ⅲ. 実施事項

1. リサイクル計画書等の取りまとめ

目的の趣旨の達成に向けた対象事業を実施する機関(以下「対象機関」という)は、リサイクルの状況を把握し、リサイクルのより一層の徹底に向けた検討や調整を行うため、以下のものを取りまとめる。

- (1) リサイクル計画書(様式3,様式4,様式5)
  - 1)目的

建設副産物の発生・減量化・再資源化等の検討・調整状況を把握する。

- 2) 作成時期及び作成者
  - ① 設計業務 {概略設計,予備設計(営繕工事では基本設計),詳細設計(同実施設計)} の実施時点(様式3,様式4)
    - ・業務成果として,共通仕様書に基づき設計者(設計業務の受注者等)が作成する。(土木関係においては設計業務委託共通仕様書第1115条の4,建築関係においては,建築・設備設計業務委託共通仕様書第17条の5による)
  - ② **工事仕様書案(積算段階)の作成時点**(様式5) 対象機関の当該工事の積算担当者が詳細設計(営繕工事では実施設

計) 時点で作成したリサイクル計画書に基づき作成する。

## (2) リサイクル阳害要因説明書

## 1)目的

建設副産物の再資源化・縮減率が目標値に達しない場合にその原因等 を把握する。

## 2) 作成時期及び作成者

- ① 工事仕様書案の作成時点(様式6)
  - ・対象機関の当該工事の積算担当者が作成する。
  - ・工事実施時の再資源化・縮減率が積算段階と比較して10%以上下がった場合には、工事完了時点において再度作成する。

※目標値;別表のとおり

(3) 再生資源利用計画書(実施書)及び再生資源利用促進計画書(実施書) (様式1,様式2)

## 1)目的

建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する建設工事を施工する場合に おいて, リサイクルの実施状況を把握する。

また、建設リサイクル法第11条の通知様式とする。

建設資材を搬入する場合;再生資源利用計画書……様式1 建設副産物を搬出する場合;再生資源利用促進計画書……様式2

### 2) 作成時期及び作成者

- ・策定時期……工事の着手時及び完成時
- 策定者……対象機関から直接工事を請け負った建設工事事業者(元請業者)が、土木工事共通仕様書1-1-22(営繕工事では建築・設備工事共通仕様書1-2-16)に基づき作成する。
- ※ この計画書は、再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法) の第十条、第十八条に基づく関係省令19号の第8条に定める「再生資 源利用計画の作成」、及び関係省令20号の第7条に定める「再生資源 利用促進計画の作成」とは別に、全ての工事が該当する様に新たに定 めたものであるので注意すること。

# 3) 建設リサイクル法第11条に基づく通知

工事発注者は「建設工事に係る再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」第11条の規定に基づき、別紙フローにより再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書を別紙通知先に通知しなければならない。

## 2. リサイクルの徹底に向けた検討・調整等

対象機関は, リサイクルのより一層の徹底に向け, 以下の検討・調整を行う。

## (1) 計画案(計画・設計方針)の策定時点

- ・リサイクル計画書を基に発生抑制・減量化再生利用のより一層の徹底の ための検討を行う。
- ・建設発生土等,工事間流用が可能なものについては,他機関も含めた調整を図る。
- ・検討・調整に際しては、建設発生土の官民有効利用試行マッチングホームページ(URL http://matching.recycle.jacic.or.jp)の活用を図るほか、必要に応じて福島県建設副産物会議幹事会 (ブロック会議) を開催し、意見聴取を行う。

## (2) 工事仕様書案の作成時点

・発注設計書の検算者(担当主任主査又は、課長等)は、リサイクル計画 書及びリサイクル阻害要因説明書についてチェックを行い、リサイクル 原則化ルールの徹底が不十分と判断した場合は、当該工事の積算担当者 に対し、改善を指示するものとする。

## (3) 工事契約前

- ・積算担当者は、建設リサイクル法第12条に基づき、落札者から説明書 (様式7(法第12条第1項関係)及び別表)の書面の交付及び説明を受 け、落札者の提示した分別解体等の方法について適切であることを確認 する。
- ・また、説明内容と照らして、同法第13条に基づく書面の記載事項が適切であることを確認する。

関連通知:「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく契約事務手続きについて」平成15年11月21日付15十第1468号

### (4) 工事完了時点

・対象機関は、請負業者から提出される再生資源利用[促進]計画の実施

報告(再生資源利用 [促進] 実施書)をチェックし、その写しを設計書に添付するとともに、CREDAS (建設リサイクルデータ統合システム) またはCOBRIS (建設副産物情報交換システム) データを半年間保管する。 ※ CREDAS (建設リサイクルデータ統合システム)は、平成29年度をもって廃止。

## 3. リサイクル実施状況の取りまとめ

完了時の再生資源利用 [促進] 実施書は、福島県建設副産物対策会議事務局が半年毎に県全体を取りまとめ・集計し、集計結果を各ブロック幹事長(建設事務所業務担当部長)に通知する。

したがって、各建設事務所の建設副産物担当者は、半年毎に個別集計表 (CREDASデータ<u>またはCOBRISデータ</u>) を事務局に提出すること。提出時期 は、4月及び10月とする。

## 4. その他

(1) 工事内容を変更する際には、個々のケースにより必要な段階まで遡って検討・調整等を改めて実施する。

施行 平成11年3月26日 (11土検第104号) 改正 平成14年5月29日 (14土検第160号) 改正 平成15年7月1日 (15企技第2159号) 改正 平成16年6月28日 (16企技第1131号) 改正 平成20年6月25日 (20企技第555号) 改正 平成28年11月10日 (28企技第996号) 改正 平成30年2月15日(29企技第1427号)

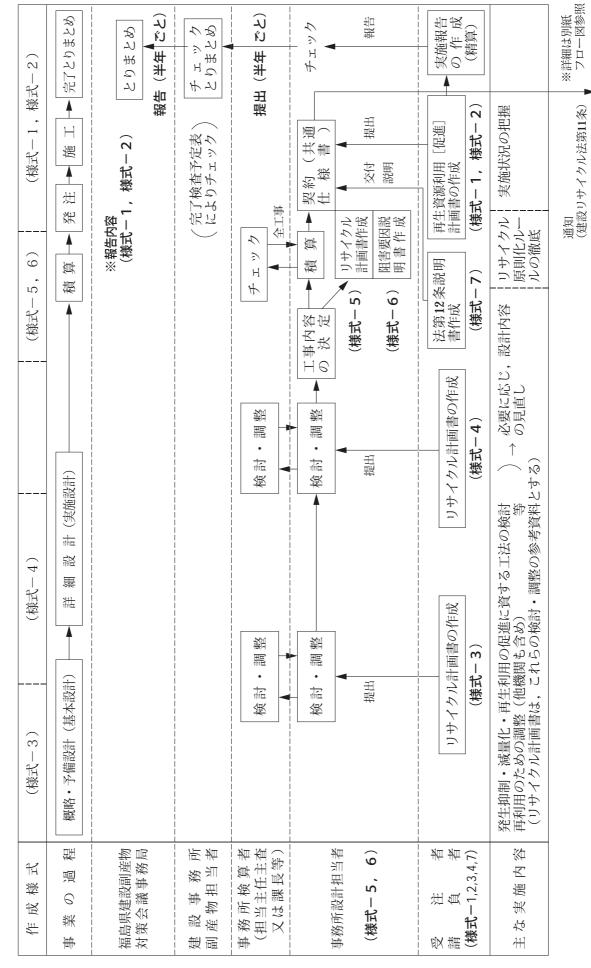
# (別表)

# 本ガイドラインにおける日標率の設定

松	田田田	東 <u>東</u>	東北地方における リサイクル推進計画2016	る 十 <b>画2016</b>	福島県における特定建設資材の分別解体及び可以である。 別解体及び再資源化等の実施に関する指針	本ガイド:(土木部が発	本ガイドラインにおける目標率(土木部が発注する事業を対象とする)	る目標率 対象とする)
		平成24年度 (実績)	平成 <b>26</b> 年度 (実績)	平成30年度 (目標)	〈参考〉 平成22年度	平成23年度 (実績)**2	平成26年度 (実績)	平成30年度 (目標)
1) アスファルト・ コンクリート塊	再資源化率	99.5%	99.2%	99%以上	100%	100%	99.8%	100%*1
2) コンクリート塊	再資源化率	99.4%	99.2%	99%以上	100%	%8.66	99.2%	100%*1
3) 建設発生木材	再資源化率•縮減率	92.4%	83.6%	95%以上	95%	100%	100%	17%%56
4)建設汚泥	再資源化率•縮減率	85.0%	76.5%	90%以上	I	16.9%	89.2%	<b>干</b> 次%06
5) 建設混合廃棄物	排出率 再資源化率•縮減率	2.5%	3.6% 34.5%	3.5%以下60%以上	1 1	0.02%	0.07%	3.5%以下 60%以上
6)建設廃棄物全体	再資源化率•縮減率	97.3%	94.5%	36%以上	I	99.4%	94.8%	<b>王</b> 符%%
7) 建設発生土	有効利用率	80.4%	79.2%	80%以上	_	75.8%	65.9%	∃%%8

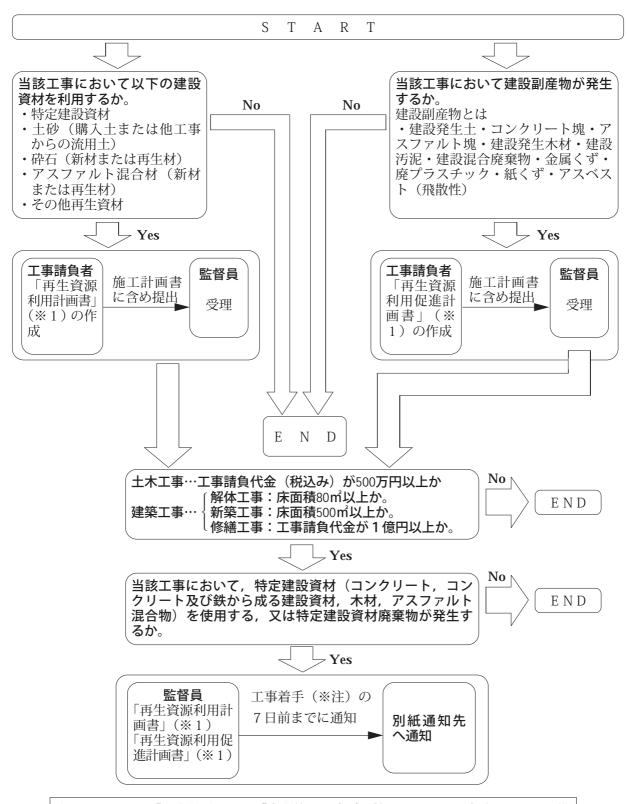
「東北地方における建設リサイクル2016」,「福島県における特定建設資材の分別解体及び再資源化等の実施に関する指針」の目標値を踏まえて設定。 旧警戒区域および計画的避難区域から発生する建設副産物は調査対象外となっています。 ~ ~ × × ×

建設リサイクルガイドラインのフローチャート



郡山

知事又は福島市長, 市長, いわき市長 「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」第11条による土木部発注工事の分別解体計画事前通知フロー



注 ここでいう「工事着手」とは「**実質的に工事が開始される日**」を意味しており、準 備工事(現場事務所の建設又は工事前の測量等)の開始日ではないので注意する事。

なお,工事完了時に,「再生資源利用実施書」,「再生資源利用促進実施書」を工事請負業者が発注者に提出する手続きは従来と変更ありません。

# 建設リサイクル法第11条に基づく通知先及び通知受付先一覧

管	内	工事間	節所	通知	]先	通	知	受	付	先	電		話
県北建設事	致能答出	福島市	<del></del>	福島市	市長	福島市	役所	開発	建築	指導課	024 –	535	-1111
宗北建 <b></b>   東北	分別目2	上記り	以外	知	事	県北建	設事	務所	建築	住宅課	024 –	521	7701
県中建設事	· 致	郡山市	<del></del>	郡山市	市長	郡山市	<b></b>	所建	築扌	旨導 課	024 –	924	-2371
宗甲建 <b>叔</b> 事	分別目2	上記以	以外	知	事	県中建	設事	務所	建築	住宅課	024 –	935	-1462
県南建設事	務所管内	管	内	知	事	県南建	設事	務所	建築	住宅課	0248	- 23	1636
会津若松建設	事務所管内	管	内	知	事	会津若相	公建設	事務	所建築	<b>桑住宅課</b>	0242	- 29	-5461
喜多方建設事	事務所管内	管	内	知	事	喜多方	建設	事務所	<b>斤建</b> 築	兵住宅課	0241 -	- 24	-5727
南会津建設事	事務所管内	管	内	知	事	南会津	建設事	事務所	<b>斤建</b> 築	兵住宅課	0241	62	-5337
相双建設事	務所管内	管	内	知	事	相双建	設事	務所	建築	住宅課	0244	26	1223
いわき建設事	事務所管内	管	内	いわき	市長	いわき	市	设所负	建築.	指導課	0246	- 22	<b>-7516</b>

※ 建築工事のうち,建築基準法第6条第1項第4号の建築物で,須賀川市・会津若 松市内の工事は下記へ通知すること。

工事箇所	通知先	通 知 受 付 先	電話
須 賀 川 市	須賀川市長	須賀川市役所建築課	0248-75-1111
会津若松市	会津若松市長	会津若松市役所都市計画課	<u>0242</u> <b>-39-1261</b>

(注)工事箇所が、異なる通知先にまたがる場合は、同一の通知書を各々に通知する 事。(例えば、当該工事が福島市と伊達郡伊達町にまたがる場合は、福島市長と知 事各々に同一の通知書を通知する事。)

(参考:国土交通省建設リサイクル法Q&Aより)

Q37: 複数の届出先にまたがる工事の場合, どこに届出・通知すればいいのか?

A:必要な届出・通知先全てに提出する必要がある。ただし、宛先は同一であるが窓口が異なるもの(都道府県知事宛に提出するもので土木事務所や市町村経由などで窓口が複数にまたがっているもの)については代表する窓口に提出すればよい。(具体例)

	エ	事	の	内	容		提	出	先
A県とI	B県の県	境を流れ	る河川に	架かる棒	喬の工事	<b>A</b> 県と	B県の	双方に打	是出
		特定行政		市(特別	定行政庁でな	A県と	<b>B</b> 市の	双方に打	是出
木事務	所) と[		質の宛先は	はA県知事	提出先は <b>C</b> 土 事で提出先は	C土木 いずれ			木事務所の

# 通知書例

## 第4号様式(第9条関係)

通知書

**16** ○ ○ 号 外 平成**16**年○月○○日

福島県知事様

工事発注者職氏名 福島県〇〇建設事務所長 住 所 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、別紙のとおり通知します。

再生資源利用計画書(実施書)
 注)工事概要を記入

様式1

2. 再生資源利用促進計画書(実施書)

様式2

注)建設副産物搬出実績のコンクリート塊,アスファルト・コンクリート塊, 建設発生木材について現場外搬出量を記入

再生資源利用計画書(実施書)-建設資材搬入工事用-

-	# H		* *	通 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	# P	Ľ	和用序 B/A×100		36 8	8	8 8	3	8	8 8	* *	%	\$ \$	8	8	\$ 3	%	8 3	35	28	% 2	\$ 8	3	\$	15-21-17 初が混ん (対温入分を (対温入分を (対開重を (大き本い)
K 国	五人年月日 円. 工事責任者 指査票記入者		1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	1. 軟骨鉄筋コンクリート達 2. 整筋コンクリート) 4. カツリートワ DO 2. 名木道 1. 居住専用 5. 工場 住業費用 4. 点緒 5. 工場。作業所	8 病院診費所 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		再生資材利用無(B)	٠ ٧	7 2		7 7		ント	<i>λ μ</i>	<u>.</u>		Υ Τ Υ Σ	. A	7	Sept.	糖めm。	, work	E E	"B		7 4		٠ ٢	注上選生業が利用量について スファルト電母等で、利用した 再生材(製品)の中に、新材能入り ている場合であっても、新材能入分を 能入してくたさい。 能入してくたさい。 (実面 にも)加速さ入くなさい。
福舎条件ロード*2		и ти Н Н Н	建数面積 (1111) (11) (11) (11) (11)	構造 1.飲予飲予 (数字にOをつける) 4.32/リード 使速 1.居住専用 (数字にOをつける) 4.店舗	1992 ※解体工事については、強戦回復		在所当一片。再生質材の名称					111																•	品 3.その他 ード アルトコンクリートを含む) モルタル 3 第三権権政発生士 6 士賞改及士
	### ### ### ##########################	を記念機のうち ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		平成 年 月 日 (数9 建築・解体工事のみ 右側に記入して下さい (数9		生資材を利用した場合に記入してください)	再生資材の供給元場所住所																						3 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -
エック機 請負会社名	- 最後着体句 実行は - 解本工業金数 会社 所在地	本語   12   12   13   13   14   15   15   15   15   15   15   15	平成 年 月 平成 年 月 平成 年 月		いった。これによったことが、これによったことが、	の供給元(南	工事等の名称   供約   加工条件   上事等の名称   1 側類   内容																						1
発注担当者チェッ	#注機関プード * 1 TEL		区 (本西之一上)**	施工条件の内容 (再生養派の利 用に関する特記 幕項等)	本方を11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年	有生资材	再生資材の供給元施設、	۲۶.	7.		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	7,7	- X-X	7 7	7 7	۲.۷	7 7 7	1 7	, t	agon age	<b>静</b> めm³	##dpm3	E 8	m <sup>3</sup>	Lu		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		2   1   1   1   1   1   1   1   1   1
概要			授品		用実績	設 資 村 (新村を)	#1			\$ 1t			<b>4</b> 5			<b>♦ 1</b> 1			÷ 40			***		Ш	4 40			\$ # B	その他 トレコングリートを含む) タル 3 第二編建設発生士 6 土質改良士
1. 二	张	4 4	工事施工場所	工事務例等	2. 建設資材利	蓮	分類小分類	4ールタベニ			コンクリート及び繋がら	特成る建設資		¥ ¥ ¥ ¥	‡¥.	, u	アスファルト		- 11	\$2 +H		f		<b>* 無</b>	12.4	な。一十の話の「個年的な」	のみ能人)	4	1 上 5

建設副産物搬出工事用-(実施書) 再生資源利用促進計画書

表面(様式1)に必ずご記入下さい 工事概要

様式 2

コードs14(コードs13で「Jの機能分析」を選択した場合のみ記入) [[II]砂型等限数器版:2.型分型の第十、3.指次等の水面質数、4.全地별数、5.電池學入、6.その統 21345. (%) 再生黃灏利用 注2.再生資源利用促進量について 税場外数出量ののうち、搬出先の複類 (コード\*13)が1~5.の合計 台灣學 裹面 - 马右發唱内 - ⑤再生黄藻 取员分 利用促進量 3 7 建築工事において、解体上新業工事を一体的に施工する場合は、解体分と 新築分の数量を区分し、それぞれ別に構式を作成して下さい。 - (-- (-- (-- (-6.要検的分類(第四方式)(第四方式)(第四方式)(第四方式)(第四方式)(第四方式)(第四方式)(第四方式)(第四方式)(第四方式)(第四方式)(第四方式)(第四方式)(第四方式)(第四方式)(第四方式)(第一元式)(第一元式)(第一元式)(第一元式)(第一元式)(第一元式)(第一元式)(第一元式)(第一 #allim<sup>8</sup> 4.現場外搬出量 東新島分場・木の街 km km 「任所コート」 | 100000 | 100000 | 100000 | 100000 | 100000 | 100000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 10000 | 1000 ---(原生利用された場合) 1他の工事報道(内屋・公式・民間を含む) 2.両度源に確認して實改見プラントを含む) 1.有度元記して事務食金社が建設副産物を売却し、 代金を得た場合) 4.重設発生エスシッケード(再利用工事が決まっている 場合) 5.海面塊立臺婁(海摩, 海浜喜宴含む) 出先墙所 ر د <u>D</u> 鬑 # 「大学」、第二条件の「どちらかにつき」の単 4----簚 太 戦場内利用の欄には、発生量のうち、現場内で利用したものについて御記入ください。 公女 医圆头状 医圆头球 医圆头球 野 强 \*------数 出 先 名 称 3ヶ所主で記入できます。4ヶ所以上に カたる時は、用紙を権えて下さい。 ③減量化量 3—12年11 T 1.競却 2.脱水 3.天日乾燥 4.その地(具体的に記入) 波庫化 进行 /現場内利用·減量 3 ②利用量, 55減億内 建設副産物搬出計画(実施) 慰婚内世用 3 ÿ Ÿ 卷 Hung Ž 3 5 3-F\*10 1.路盤村 2.裏込材 3.埋戻し材 4.その他(具体的に記入) 3 ①発生量 (福野等)=(2+3+4) 是 五 五 五 五 五 五 第二日第 鍵設到維物 の権力 事外被出時の性状 (木柏が開業権 になったもの) アスファルト・コンクリート間 (成木村、除机 材など) やむ者の少型か され取削者 第一種種技术工 第二種建設発生土 サンクリート級 施股界生木村 建胶壳生木材 第 四 第 **计数据中级数**4 東ブラスチック 建設発生土 计规规 **耐光磁焊** 411 **‡**□ 金属ペギ 73^3) (RIBIE) 無くず 特定建設資材開業物 兹 ₩ 豑 섫 獻 ₩ H 鰀 儎 F

# 榛式3

# (概略設計·予備設計) (基本設計) リサイクル計画書

谷	2	J
社	入者	П
41	걭	I

# 概要 ( 番 田) 1. 事業

発 注 機 関 名	
事業(工事)名	
事業(工事)施工場所	
事業(工事)概要等	
事業(工事)着手予定時期	

# 2. 建設資材利用計画

≯				
備				
⑤再生資源利用率 (②+③)/①×100	%	%	%	%
④新材利用可能量	地山m	7	ンベ	ンイ
③再生材利用可能量	地山酣	ンプ	ンベ	ンイ
②現場內利用可能量	地山地	ンプ	ント	ンイ
用量	地山咖	マン	トン	トン
①利				
建設資材	土	砕	アスファルト混合物	

<sup>※</sup>最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

# 3. 建設副産物搬出計画

⑥発     生     量     ①現場内利用可能量     8他工事への     ③ 事	①現場内利用可能量   8他工事への   機出可能量		6	⑨再資源化施設 への搬出可能量	⑩最終処分量	①現場内利用率 (⑦/⑥×100)	# #	析
地山咖		地山咖	地山咖		地山咖	%		
7.7		アン	トン	7.1		%		
ッイ	<u>~</u>		7	\ \ \		%		
ント	7		ント	ント		%		
件								

<sup>※</sup>地図,航空写真,踏査等から検討する。
※利用可能量等は、現時点で算出可能なものとする。
※建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画とする。

# 様式4

# (主法如三九三十) コキノケニ。計画事

# 影計

_	リックノル町国書(評補政計)	会 社 名	
	(実施設計)	記入者名	
<b>哈計棚</b> 要		T E L	
×11.2×			
機 関 名			
託名			
j 場 所			
概 要 等			
手予定時期			

# 建設資材利用計画

委履

				_
淅				
備				
⑤再生資源利用率 (②+③)/①×100	%	%	%	%
④新材利用可能量	地山m	ンイ	ンイ	7.4
③再生材利用可能量	地山咖	ンイ	ンイ	7, 4
②現場內利用可能量	地口m <sup>3</sup>	ンイ	ンイ	\.\ \
用量	地山咖	ブブ	ブブ	7,4
①和				
建設資材	中	<b>静</b>	アスファルト混合物	

※最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

# 建設副産物搬出計画 . ო

拠										
∰										
①現場内利用率 (7/6×100)	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
⑩最終処分量	地山m	地山m	gu 川麻	gu 川麻	地山㎡	地山m				
<ul><li>⑨ 再資源化施設</li><li>への搬出可能量</li></ul>							ント	ベイ	ンイ	イイ
8他工事への 搬出可能量	地山m	地山m	地口m	地口m	地山m	地山m	ント	ママン	ント	ンイ
⑦現場內利用可能量	地山岬	地山mª	地山畑	地山地	地山m	地山m	ント	ント	ント	ンイ
生 量	地山咖	地山咖	地山咖	地山淵	地山鳴	地山鳴	ブブ	ンベ	ンイ	ンイ
6発										
指定副産物の種類	第1種 建設発生土	建   第2種 建設発生土		左   第4種 建設発生上			コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	建設発生木材	建設汚泥

④第4種建設発生土…粘性土及びこれらに準ずるもの。(第3種建設発生土を除く) ⑤泥土(後渫土)……後渫土のうち概ね**q**c2以下のもの。

<sup>※</sup>建設発生土の区分(既存資料から判断するものとする) ①第1種建設発生土…砂、礫及びこれらに準ずるもの。 ②第2種建設発生土…砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。 ③第3種建設発生土…通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。 ③第3種建設発生土・・通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。 ※建設発生木材の中には,伐開除根材及び剪定材を含む。 ※利用・搬出可能量は,現時点で算出可能なものを記載する。 ※利用・搬出可能量は,現時点で算出可能なきのを記載する。

# 様式5

# 學 リサイクル計画書

# 模要 ( 番 H) 書業

	8	所	赤	;定)
X		滑	斑	(承)
溪	#		斑	崩
Ħ		Н	##,	
出	Н	施	Н	Н

# 建設資材利用計画

拠			
備			
(2) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	%	%	
④新材利用量	地口m	ンイ	
③再生材利用量	地口m <sup>3</sup>	ンイ	
②現場內利用量	地口m。	トン	
出	地山叫	ンイ	
①利			
建設資材	一十	<b></b>	よくに、これなり

※最下段には,その他の再生資材を使用する場合に記入する。

# 3. 建設副産物搬出計画

							_	_				
拠												
∰												
(①+8+@+⑩)/6×100	%	%	%	%	%	%	%	%	/0	70	/0	0/
①現場內利用率 ⑦/⑥×100	%	%	%	%	%	%	%	%	/0	2/0	/0	0,
(10ストックヤー ドへの搬出量	地山鳴	地山咖	地山呱	地山咖	地山咖	地川咖		$\setminus$	\	\	\	\
<ul><li>(3) 再資源化施設</li><li>への搬出量</li></ul>	地山咖	<sub>。</sub>	地山咖	地山m	地山m	<sub>。</sub>	ンベ	ハイ	/、1	`_	/、1	\ <u>'</u>
<ul><li>⑧他工事への</li><li>搬出量</li></ul>	ĹШ³	地川咖	地山咖	地山咖	地山咖	地川咖	ママン	ママン	1	`	/ 1	\ <u>'</u>
⑦現場內利用量 (減量化量)	地山m	w川麻	地山咖	地山咖	地山mg	w川麻	ンベ	71	ハイ	ンイ	7.1	ハイ
生量	地山脈	地口咖	地山脈	地山脈	地山脈	地口咖	マイソ	ント	/, 1	\ <u>'</u>	/ \ 1	\ <u>`</u>
6発												
指定副産物の種類	第1種 建設発	第2種 建設発	第3種 建設発	₩	泥土(液渫	< √□	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊			母 乳 葵 件 本 柱	以れて

④第4種建設発生土;粘性土及びこれらに準ずるもの。(第3種建設発生土を除く) ⑤泥 土(後渫土);後渫土のうち概ねqc2以下のもの。

<sup>※</sup>建設発生士の区分(既存資料から判断するものとする)
①第1種建設発生士:砂、礫及びこれらに準ずるもの。
②第2種建設発生士:砂質土,機質士及びこれらに準ずるもの。
③第3種建設発生士:砂質土,機質士及びこれらに準ずるもの。
③第3種建設発生士:通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。
※建設発生木材の中には,伐開除根材及び剪定材を含む。
※建設発生木材の中には,伐開除根材及び剪定材を含む。
※建設発生木材の中には,伐開除根材及び剪定材を含む。
※建設汚泥,建設発生木材の,①現場内利用」の欄には,上段に現場内利用,下段に現場内での減量化量を記入する。
※「⑩ストックヤードへの搬出量」には,他工事に再利用することが予定される場合のみ記入する。
※「他工事には、他機関の公共工事や民間工事も含む。

# 第6号様式

# リサイクル阻害要因説明書(当初・完了時点)

目標値に達しない場合に作成し、設計書に添付

発注機関名			
工 事 名			
工 事 概 要			
I. 建設資材利用計画			
[]内: <u>H30</u> 目標値,()内:達成 値再生資源利用率の目標値を達成できない理由	建設発生土	碎 石 <sup>(**1)</sup> [ <b>100</b> % ] ( )	アスファルト混合物 <sup>(*1)</sup> [ <b>100</b> % ] ( )
再生材の供給場所がない			
再生材の規格が仕様に適合しない			
その他(下の括弧内に記入)			
Ⅱ.建設副産物搬出計画・実績	填		
1. 建設発生土, コンクリ	ート塊、アスファ	ルト・コンクリー	ート塊
[]内: <u>H30</u> 目標值,()内:達成值	建設発生土 [ <u>80%以上</u> ]	コンクリート塊 [ <b>100</b> % ]	アスファルト・コンクリート塊
目標値を達成できない理由		( )	[ 100% ]
目標値を達成できない理由 他に再利用できる場所がない	( )	( )	( 100% ]
		( 100 % )	( 100% ]
他に再利用できる場所がない		( 100 % )	( 100% )
他に再利用できる場所がない 再利用できる現場の要求する規格に適合しない		( 100 % )	( 100% )
他に再利用できる場所がない 再利用できる現場の要求する規格に適合しない 有害物質が混入している		( 100 % )	( 100% )
他に再利用できる場所がない 再利用できる現場の要求する規格に適合しない 有害物質が混入している 再資源化施設がない		( 100 % )	( 100% )

# 2. 建設汚泥,建設発生木材,建設混合廃棄物

[]内: <u>H30</u> 目標值,()内:達成值	建設汚 <u>泥</u> [ 90%以上 ]	建設発生木材	建設混合廃棄物
目標値を達成できない理由	( )	[ 95%以上 ]	
他に再利用できる場所がない			
再利用できる現場の要求する規格に適合しない			
有害物質が混入している			
再資源化施設がない			
その他(下の括弧内に記入)			

そ	0)	他
---	----	---

	ſ															
注	()	それる	ぞれ	の品	目で再	手生資	源利	用率,	再資	資源化	率及	び再	資源化	<u>.</u>	縮減	率が
	そ	れぞれ	າທ	目標信	直に達	しな	い場合	)(建	設混	合廃到	種物に	つい	ては,	再	資源	化•
	縮	減率が	j, 0	%の±	揚合)	は,	該当	品目の	)理目	日の欄	に ()	印を	付ける	) <sub>0</sub>		

理由の欄に該当するものがない場合には、「その他」の欄に○印を付け、 下の括弧内に具体的に記述する。

※1) 砕石及びアスファルト混合物は、工事目的物に要求される品質等を考慮した上で、原則として再生資材を利用することとしているため、目標値を100%とした。

# 第7号様式(法第12条第1項関係)

1. 対象工事

2. 添付資料

# 注第12条に其づく説田書

仏先 12末に至 ノ、			
	第年	月	号日
様			
氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の         (〒 ー ) TEL( )         住所	氏名) 一		印
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 <b>12</b> 条第1項 象建設工事の届出に係る事項について別添資料のとおり			),対
記			
<ul> <li>対象工事         工 事 番 号         工 事 名 称</li> <li>添付資料 別表(別表1~3のいずれかに必要事項を記載したもの)         □別表1         □別表2         □別表3</li> </ul>			

# 分別解体等の計画等

建築	物の構造	□木造 □鉄骨造			造 □鉄筋	「コンクリート造 ・の他 (	)
	建築物の状況	築年数_その他	年、棟	数	棟		,
建築物に関	周辺状況	周辺にあ		宅 □商業	施設 □学	校	)
する調査の結果			□病Ⅰ	院 □その	他 (		)
		敷地境界	アとの最短距離 (	約	m		,
			物に関する調査	の結果	丁事着3	手前に実施する措置	骨の内容
, e	作業場所	作業場所		不十分		1132002	Z17 H
	11-201/1	その他		)			
	搬出経路	障害物	□有(	)   無	,		
建築物に関		前面道路 通学路		m			
する調査の		その他		)		*	100 - 1000
結果及び工 事着手前に	残存物品	□有		- \			100
実施する措置の内容	,	□無		)			
E-47111	特定建設資材	一有		*			194 40
	への付着物	(		)	,		
	その他	□無					* 1
	0.210						
T	工程		1	作業内容	,	分別解体等の	大法
程ごと	は備・内装材等		建築設備·内装		外し	□ 手作業	
との			□有 □無			□ 手作業・機械作業 併用の場合の理由(	きの併用 )
作 ②屋根ふ	き材	9	屋根ふき材の耳 □有 □無	又り外し		□ 手作業 □ 手作業・機械作業	* A A H
内					· ·	併用の場合の理由(	)
容 3外装材	·上部構造部分	ì	外装材・上部構 □有 □無	構造部分の国	取り壊し	□ 手作業 □ 手作業・機械作業	差の併用
解 ④基礎・	基礎ぐい		基礎・基礎ぐし	いの取り壊]	l	□ 手作業	
方。多その他	1		<ul><li>□有 □無</li><li>その他の取り場</li></ul>	衰し	- A	□ 手作業・機械作業 □ 手作業	
法(	) 事の工程の順序		□有 □無 □上の工程にお		2-2-4	□ 手作業・機械作業 の順序	美の併用
-1-7	計り 上 在 り 川東 / 丁		□その他(		2) - 3 - 4	0.7.1.1.1.77	,
□内装材(	こ木材が含まれ	る場合	その他の場合の ①の工程における		<b>支障となる</b> 賛	建設資材の事前の取りタ	))
	TO INT. H. T.		□可 □不可 不可の場合の理		XIII -	Elixytia	)
	られた建設資材の量		7		トン		,
棄の量の見	資材廃棄物の種 込み及びその発		種類 □コンクリート		の見込み	発生が見込まれる部 □① □② □③	
物込まれる	建築物の部分	1117 /0			トン	□⑤	
物発生 見込			□ アスファルト・コンクリ		トン		
込			□建設発生木材	t	トン		4
	建築設備·内装材等	②屋根ふき	材 ③外装材・上部	構造部分 ④基	礎・基礎ぐい	5その他	
備考							

建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替) 分別解体等の計画等

Г		る特定建設 の種類	□コンク	フリート □コンクリ	1-1		資材
$\vdash$	貝们	建築物の状況	築年数	ファルト・コンクリー 年、棟数		<u> </u>	,
			その他				)
	築物に関	周辺状況			商業	施設 □学校	
1	る調査の 結果			□病院□			)
ı	和木		敷地境界	界との最短距離 約_		m	
L			その他	(			)
			建築	物に関する調査の結	果	工事着手前に実施	近する措置の内容
ı		作業場所	作業場所	所 □十分 □不十分	ì		
ı			その他	(	)	,	
ı						=	
強	築物に関	搬出経路	障害物	□有( ) □	無	% 4	
	る調査の		前面道路	各の幅員 約	m	*	
	果及び工		通学路	□有 □無		- 4	*
	着手前に 施する措		その他		)		
	置の内容	特定建設資材への				F	
		付着物(修繕・模 様替工事のみ)	(		)		
ı		(水日工, 17070)	□無		,	, "	
-	-	その他					
ı							
ı			-				
工		工程				L 作業内容	
程	①造成等			造成等の工事 □有		無	
と	②其礎.	基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの工	車「	□有 □無	
0							
作業	③上部構	造部分・外装		上部構造部分・外装	の工事	事 □有 □無	
内容	④屋根	7		屋根の工事 □有	□無		
T	⑤建築設	備・内装等		建築設備・内装等の	工事	□有 □無	
	<ul><li>⑥その他</li></ul>			その他の工事 □有		Ħ.	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
志	( 杜/之7+3几	次 対 床 を 物 の 程	楽者 デート			一十四十つ	如八寸12次4.12日
廃棄	付足建設の量の見	資材廃棄物の種 込み並びに特定	想とと	種類	量		部分又は発生が見れる部分(注)
物	材が使用	される建築物の	部分及	□コンクリート塊			2 3 4
発生		設資材廃棄物の る建築物の部分		777-11 71/51 146	+		6
見	兄込ま41	る建築物の部別		□アスファルト・コンクリート塊		トン □① □ トン □⑤ □	② □③ □④ ⑥
生見込量				□建設発生木材			2 3 4
里	(注) ①道	造成等 ②基礎 ③上	部構造部分	· 外装 ④屋根 ⑤建築設備	上 内装		6
備る							
ı							

# 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

Γ		物の構造 工事のみ)		伤コンクリート造 □その他(	)					
	工事	の種類	□電気	養工事 □維持・修繕工事 □解体』 気 □水道 □ガス □下水道 □録 D他(						
Г		定建設資材の種類 修繕工事のみ)	コン	、クリート □コンクリート及び鉄; スファルト・コンクリート □木材	から成る建設資材					
Γ		工作物の状況	築年数	築年数年 その他( )						
	る調査の	周辺状況	周辺に	にある施設 □住宅 □商業施設 [ □病院 □その他(	□学校					
l	結果	*	敷地均	意界との最短距離 約m						
L				その他 ( )						
作業場所					着手前に実施する措置の内容					
工作物に関機の場合			その作	業場所 □十分 □不十分 □の他( )						
する調査の 結果及び工 事着手前に 実施する世			通学はその代	道路の幅員 約m 各 □有 □無						
	配りる指置の内容	特定建設資材への付着 物 (解体・維持・修繕 工事のみ)	□有(	)	>					
		その他			-					
工程		工程		作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)					
ごとの	①仮設			仮設工事 □有 □無 *	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用					
の作業	②土工			土工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用					
内	③基礎			基礎工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用					
容及び	④本体構	造		本体構造の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用					
解体	⑤本体付	属品		本体付属品の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用					
方法	⑥その他 (	)		その他の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用					
		の工程の順序 体工事のみ)	,	□上の工程における⑤→④→③のM □その他( その他の場合の理由(	順序 )					
Г		いられた建設資材( * (解体工事のみ)	の量	トン	-					
廃棄		材廃棄物の種類ご	との最		は田ナフ加八フルガルが日					
米	の見込み(	全工事) 並びに特	定建設	種類 量の見込み	込まれる部分(注)					
物発	の見込み( 資材が使用 築・維持・ 建設資材廃	全工事)並びに特 される工作物の部 修繕工事のみ)及 棄物の発生が見込	定建設 分び特定 まれる	□コンクリート塊	<ul><li>込まれる部分(注)</li><li>□① □② □③ □④</li><li>ン□⑤ □⑥</li></ul>					
物発生	の見込み( 資材が使用 築・維持・ 建設資材廃	全工事)並びに特 される工作物の部 修繕工事のみ)及	定建設 分び特定 まれる	□コンクリート塊 □アスファルト・コンクリート塊	プリング (注)					
物発	の見込み( 資材が使用 築・維持・ 建設資材廃 工作物の部 事のみ)	全工事)並びに特 される工作物の部 修繕工事のみ)及 棄物の発生が見込 分(維持・修繕・	定分びま解 は 対定る 工	□コンクリート塊 □アスファルト・コンクリート塊 □建設発生木材	プリング (注)					
物発生	の見込み( 資材が使用・ 発設では 発達では 変 変 変 変 変 を 変 を 変 の み の の の の の の の の の の の の の の の の の	全工事)並びに特 される工作物の部 修繕工事のみ)及 棄物の発生が見込 分(維持・修繕・	定分びま解 は 対定る 工	□コンクリート塊 □アスファルト・コンクリート塊 □建設発生木材	プリング (注)					